

九度山町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 九度山町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

事業の現況

(1) 本町は、紀の川流域下水道（伊都処理区）事業の進捗に合わせ、平成2年に和歌山県知事の事業認可を受け平成32年事業完了予定である。

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度 (供用開始後15年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	平成27年度末 31.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有 ※和歌山県が運営する流域下水道に 接続しています。
処理区数	紀の川流域下水道伊都処理区は、平成17年度合併前の旧1市3町で行っています。		
処理場数	公共下水道に排水される汚水は、すべて紀の川流域下水道伊都浄化センターで処理しています。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	九度山町の公共下水道は、当初から和歌山県が運営する流域下水道に接続しています。 また、山間部等の集合処理が適さない区域は計画区域に含めず、合併浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽補助）で対応しています。個人設置型の浄化槽の管理は、設置者に任されています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は次の原則に基づき定められています。 ①下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。 ②能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。 ③定率又は定額をもって明確にさだめられていること。 ④特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。 今現在の公共下水道料金体系 基本料金：10m ³ まで1,500円 超過料金10m ³ を超え1m ³ 当たり150円（税込み）		
業務用使用料体系の 概要・考え方	なし		
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 2,600 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,155 円
	平成26年度 3,000 円		平成26年度 3,192 円
	平成27年度 3,000 円		平成27年度 3,198 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年度現在 下水道事業整備計画・施工担当・維持管理担当 1名
事業運営組織	本町の公共下水道事業は地方公営企業法を適用していないため、役場内の部局が運営しています。役場の部署として随時組織の効率化、事業の見直しなどを実施しています。この結果、職員数については最小限となっています。今後も引き続き経営の効率化、事業に合わせた適切な人員配置等に努めます。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	なし
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--

2. 経営の基本方針

下水道整備による水質改善及び環境の整備により、公衆衛生の向上と安心して暮らせる生活空間の形成を進めるために、持続可能な下水道事業を目指し、経営面の安定性、透明性を確保しながら、健全な経営を目指します。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

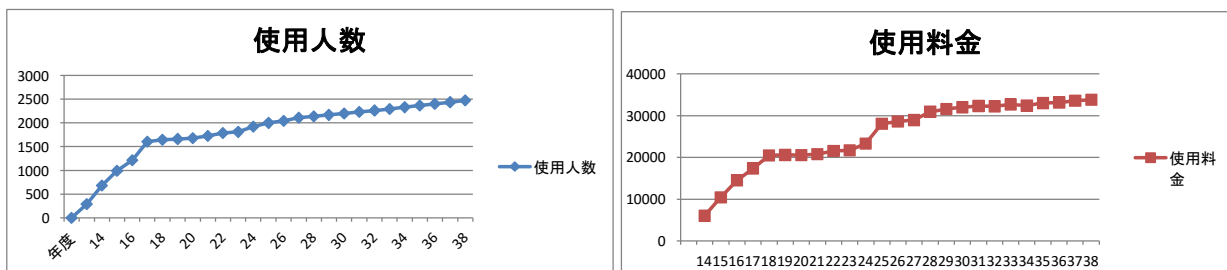
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本町の公共下水道事業は、平成32年度で管渠等の面的整備が完了する予定です。よって、以後の投資額は大幅に減少しています。また、幹線下水道や処理施設については、県営の流域下水道に接続しているため建設負担金として計上していますが、ほぼ整備は完了しています。

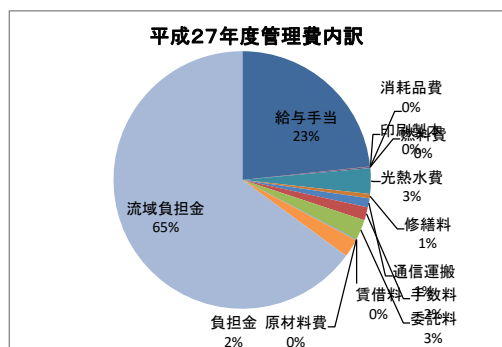
② 収支計画のうち財源についての説明

財源のうち、使用料収入は面的整備の進捗に伴う新規接続が見込まれることから、本戦略期間中は平成27年度の28,963千円から増加するものと考えています。しかしながら、計画区域内人口の自然減による相殺もあることから、増加幅は毎年平均360千円程度と小幅であるものと予想されます。企業債については、工事費のうち受益者負担金や国庫補助金を除いた起債（借入）対象額の約2分の1を借り入れています。残りの約2分の1は、一般会計において過疎対策事業債として借り入れ、下水道事業特別会計に繰り入れています。過疎対策事業債は、償還費用の約7割が地方交付税の算定に算入されるため、町の一般会計への実質的負担の面で有利と言えます。平成32年度には整備が完了する予定であるため、その後の借入額は大幅に減少するものと見込んでいます。その他、必要な費用の財源は、主に町の一般会計からの繰入に依存せざるを得ない状況です。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費（管理費）のうち、職員給与費は8,300千円程度で約23%、流域負担金（処理費）が24,000千円程度で約65%を占めます。県営流域下水道に接続しているため、動力費や薬品費など処理に要する経費は独自には発生しませんが、処理費に係る負担金の額についてはできる限り低額となるよう、県営流域下水道にはより効率的な運営を求めています。また、職員給与費については最低人員で運営しているため、これ以上の削減はできません。



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	なし
投資の平準化に関する事項	平成32年度には面的整備が完了する予定であり、今後は管渠施設の長寿命化や修繕に関する計画を立案することにより、更新に要する費用の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	供用開始区域については、接続助成金制度の広報や供用開始時の個別訪問を実施し、早期接続の啓発に努めています。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成25年度に料金改定を行っています。中長期的には維持管理や安定運営のためのコストの動向を注視しながら改定の必要性、実施時期や改定内容について慎重に検討し、改定が必要となった場合には使用者に対して十分な説明を行い、理解を得ることが必要と考えています。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	なし
職員給与費に関する事項	人員的には最小限（1名）で担当しており、これ以上の削減は見込めません。
動力費に関する事項	汚水は全て和歌山県が運営する流域下水道処理施設での処理となるため、動力費や薬品費については、まとめて負担金として県に支払っています。県に対して処理場を効率的に運用するよう要望し、負担金の縮減に努めます。
薬品費に関する事項	同上
修繕費に関する事項	平成13年度からの供用開始で対応年数を超過する管渠はありませんが、将来的には管渠等の修繕費用が大きくなってきます。本町の下水道事業は平成32年に整備完了予定であり、今後は管渠施設の長寿命化や修繕に関する計画を立て修繕費用の平準化に努めます。
委託費に関する事項	管渠の長寿命化に関する計画策定を委託し、将来の更新費用や修繕費用の縮減・平準化に役立てることを検討しています。
その他の取組	供用開始区域については、接続に対する助成金制度を活用し、接続率向上のための未接続世帯への戸別訪問等の実施など、継続的な普及促進活動の強化に努めます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略については、随時検証し進捗管理を行います。財政事情の急激な変動があった場合は速やかに計画変更等に取り組み、一般会計からの繰入金金の減額に努め、事業の健全化に努めます。
---------------------	---